

2020年 9月29日

「在宅勤務」の制度化について

帝人フロンティア株式会社は、With/Afterコロナの時代を見据えた新しい働き方として、本年10月1日より在宅勤務を制度化することとしました。

帝人フロンティアでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年3月より在宅勤務を開始し、状況に応じて適切に実施してきました。そして、その運用を通じ、感染の拡大防止とともに、ITやコミュニケーションツールの活用による業務効率化、および働き方改革の推進によるワークライフバランスの実現などの効果が確認されたため、このたび、生産担当などの部署を除き、改めて在宅勤務を制度化し、運用していくこととしました。

新たな在宅勤務制度の概要は下表のとおりです。

対象拠点	生産および生産に準ずる部署、交替勤務部署を除く、 本社・支社、支店、営業所、ならびに国内グループ会社
労働時間	7時から22時までの間で、連続して所定労働時間を勤務
日数制限	在宅勤務の日数制限は設けない (当面は出勤率50%を超えない範囲で運用)
通勤手当の取り扱い	従来の定期券代支給に代えて、出勤日数に基づき日額支給
在宅勤務手当の新設	対象拠点に勤務する社員(嘱託・契約社員を含む)に、 月額3,000円を支給
一時金支給	2020年10月1日時点の在宅勤務対象者に10,000円を支給 (通信回線設置などの環境整備のため)

帝人フロンティアは、このたびの在宅勤務の制度化をはじめ、今後もペーパーレスや印鑑レスの取り組みを拡大するなど、「新しい働き方」を進めることで、従業員の生産性ととも、企業の持続可能性を高めていきます。

以上

【 当件に関するお問合せ先 】

帝人フロンティア株式会社 広報・IR部 TEL:(03)-6402-7087